

令和 2 年度第 5 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 2 年 7 月 1 日（水）	午前 9 時 3 0 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第5回定例会議事日程

- 1 日 時 令和2年7月1日(水)午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第35号議案 組織改正に伴う読替発令の訓令に関する事務処理の報告について
 - 第2 第36号議案 八王子市教育委員会職員の併任に関する事務処理の報告について
 - 第3 第37号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告について
 - 第4 第38号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市こども科学館の一部利用休止及び入館料の免除に関する事務処理の報告について
 - 第5 第39号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市図書館の開館時間の変更に関する事務処理の報告について
 - 第6 第40号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 第7 第41号議案 令和2年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦について
 - 第8 第42号議案 八王子市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について
 - 第9 第43号議案 八王子市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令設定について
- 4 報告事項
 - ・給食センター「はちっこキッチン」の供用開始について (保健給食課)

・「日本遺産」の認定について

(文化財課)

・令和2年度(2020年)「読書感想画」・「読書感想文」コンクールの
実施について

(図書館部)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 東 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	音 村 昭 人
日本遺産推進担当課長	平 塚 裕 之
こども科学館長	遠 藤 譲 一
図 書 館 部 長	小 峰 修 司
生涯学習センター図書館長	新 納 泰 隆
指 導 課 指 導 主 事	鈴 木 和 宏
教 育 総 務 課 主 査	長 井 優 治

教育総務課主事

池上 光

教育総務課主事

羽村 和雅

教育総務課会計年度任用職員

古瀬村 温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和2年度第5回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として、節電等に取り組んでおります。本定例会におきましても、照明の一部消灯や職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、教育委員会事務局管理職の出席について、部長職以外は基本的に付議案件がある管理職に限定する対応とさせていただきますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

なお、本日の議事でございますが、会議時間の短縮ため、報告事項「令和2年度（2020年）「読書感想画」・「読書感想文」コンクールの実施について」は、資料配付のみの報告といたしたいと思っております。

また、第41号議案については、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、それぞれについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第1 第35号議案 組織改正に伴う読替発令の訓令に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

溝部教職員課長 それでは、第35号議案 組織改正に伴う読替発令の訓令に関する事務処理の報告につきましてでございます。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項に基づき、

教育長におきまして事務処理をいたしましたので、同条第2項に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案の裏面を御覧ください。後ほど報告がございますが、文化庁から日本遺産に認定されたことに伴い、生涯学習スポーツ部歴史文化構想担当課長の職を、同部日本遺産推進担当課長と変更したものでございます。

本訓令の施行は、令和2年6月22日でございます。なお、併任であります市長部局の都市戦略部日本遺産準備担当課長についても、同様に都市戦略部日本遺産推進担当課長に変更しております。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、教職員課からの報告は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御質疑ないようでございます。

本案についての御意見があれば伺います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第35号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第35号議案については、そのように承認することにいたしました。

平塚課長におかれましては、この後、報告事項があるわけで、冒頭名前が「推進」に変わったという、御決意も交えて御報告をお願いします。

安間教育長 続きまして、日程第2 第36号議案 八王子市教育委員会職員の併任に関する事務処理の報告について、及び、日程第3 第37号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告については、相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

各案について、教職員課から説明願います。

溝部教職員課長　それでは、第36号議案、及び、第37号議案を一括して、説明いたします。

両議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項に基づき、教育長におきまして事務処理をいたしましたので、同条第2項に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

まず、第36号議案、裏面、それからその右側のページ、別紙を御覧ください。市長から、地方自治法第180条の3の規定に基づき、八王子市教育委員会職員の併任についての協議があり、令和2年6月22日付で事務処理をし、回答しております。

1枚おめくりいただき、議案関連資料を御覧ください。併任する職は、生涯学習スポーツ部文化財課長と医療保険部地域医療体制整備担当課長兼健康部感染症対策支援担当課長でございます。

次に、第37号議案についてでございます。議案関連資料を御覧ください。

令和2年7月1日付、人事異動発令におきまして、菅野課長が生涯学習スポーツ部文化財課長に改めて就任し、これは市長部局との併任になります。これに伴い、音村生涯学習スポーツ部長の文化財課長事務取扱を解いたものでございます。

説明は以上です。

安間教育長　只今、教職員課からの説明が終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御意見もいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、一括議題となっております第36号議案及び第37号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第36号議案及び第37号議案については、そのように承認することにしたしました。

安間教育長 日程第4 第38号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市こども科学館の一部利用休止及び入館料の免除に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、こども科学館から説明願います。

遠藤こども科学館長 それでは、第38号議案新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市こども科学館の一部利用休止及び入館料の免除に関する事務処理の報告についてを、御説明させていただきます。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理いたしました事務処理につきまして、同条第2項の規定に基づき報告し、御承認を求めるとでございます。

では、臨時に代理いたしました事務処理の内容につきまして、御説明いたします。

現時点でも取り組んでおります新型コロナウイルス感染症対策でございますが、5月25日に緊急事態宣言が解除され、徐々にさまざまな業種で事業の再開がなされてまいりました。また、感染を広げないために、業種ごとのガイドラインが策定されました。当館におきましても、3月6日から休館しておりましたが、緊急事態宣言解除後、ガイドラインに基づき、感染症拡大防止を第一に、どの事業から再開が可能か検討し、準備を進めてまいりました。

このたび議案となっております事務処理は、7月1日から再開いたしますプラネタリウムの投影以外の議案の(2)にございます3つの業務を7月1日から7月31日まで引き続き休止とするものでございます。この3つの事業につきましては、直接手で触れるものや、飛沫が多くなるものなどであり、現時点では頻繁な消毒や清掃が困難などの理由から、休止とするものでございます。今後、再開館の状況を見ながら段階的に業務の再開を目指していきたいと考えております。

プラネタリウムの再開につきましては、議案関連資料を御覧ください。

3の利用制限のとおり、人数を1回当たり46名とし、また回数につきましても、午前1回、午後1回と制限して再開してまいります。なお、プラネタリウムのみ

再開となるため、議案にお戻りいただきたいと思います。

2、入館料の免除のとおり、展示等の利用を休止いたしますことから、入館料を免除とし、観覧料のみを徴収することといたします。

以上のことにつきましては、7月1日からプラネタリウムを再開いたしますことから、教育委員会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則、第4条第1項の緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ教育委員会が招集される暇がない規定に該当することから、教育長において決定したものでございます。

これからも、安全・安心に当館を利用していただけるよう、感染拡大防止を最優先に可能な限り事業の再開を段階的に行っていきたいと考えております。

説明は以上です。

安間教育長 只今、説明が終わりました。

本件に関して、御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

私から関連して1点。たしか小学校4年生などの子たちが学校の授業としてプラネタリウムに参加していたと思うのですけれども、今年できなくなってしまうと、それこそコロナ世代と言われてしまう。見る機会がなくなってしまった子どもたち、学校全体の。何か手だてを考えていますか。

遠藤こども科学館長 まず第一弾としては、各学校にプラネタリウム番組の概略を説明した資料をお配りさせていただきます。それと、今年度内、学校という団体ではなくて個人的にプラネタリウムを観覧できるように、その子どもたちに無料観覧券を配付する予定でございます。

安間教育長 その無料で見る時の中身というのは一般向けのものでしょうか。

遠藤こども科学館長 いいえ、学校の授業で来ていただいた時に投影する学習番組の予定でございます。

安間教育長 良いことですので、ぜひフォローしてあげてください。また指導課のほうも、なるべく時間を見て行くのだよという呼びかけを、ぜひしてあげてください。

よろしゅうございますか、御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御意見もございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第38号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第38号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長　日程第5　第39号議案　新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市図書館の開館時間の変更に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、図書館部から説明願います。

新納生涯学習センター図書館長　第39号議案　新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市図書館の開館時間の変更に関する事務処理の報告について報告いたします。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において6月23日に臨時に代理しました事務処理につきまして、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

変更内容については、裏面のとおりでございます。

詳細につきまして、議案関連資料を御覧ください。

図書館は4月8日から5月31日まで臨時休館し、その間も来館時間を決めて予約確保済み資料の受け取りなどをしながら、6月1日から開館し、段階的にサービスを拡大してきております。6月15日からは、新規予約の受付も開始しております。

ここで7月1日から31日までのサービスの提供内容について御説明いたします。

開館時間についてです。全館共通で午前10時から午後5時までとし、6月30日までの午後4時までを1時間延長しております。八王子市図書館条例施行規則第3条では、通常は午前10時から午後7時までの開館、また7月21日から8月31日までは午前9時30分からの開館としておりますが、新型コロナウイルス感染

症の感染拡大防止の観点から、開館時間を短縮して運営するものでございます。なお、8月1日以降につきましては、日付を見ながら図書館運営やサービス内容を検討してまいります。

次に、7月1日から拡大するサービスの内容でございます。資料や新聞、雑誌の閲覧、座席の利用など、滞在型サービスを開始します。ただし、利用者同士の間隔を確保するために、座席数を減らしており、座席利用や滞在時間は1時間を目安にお願いしております。また、引き続き感染予防対策として、入り口に手指消毒用アルコール液を設置、カウンターにはビニールカーテンをしております。また、一昨日、先の補正で御承認いただきました図書消毒器の納品がありましたので、早速運用のほうも開始しているところでございます。

また、図書館の現況でございますが、机や長椅子等に一部の図書を仮に置いている状況がまだございます。また、開館してから1カ月がたちましたが、来館者数は通常の半分程度、貸出状況も3分の2程度となっております。この7月1日から利用制限がございませぬが、滞在型サービスを開始することで、利用者、貸出とともに増えていくことを期待しております。

説明は以上になります。

安間教育長 只今、説明が終わりました。

本件について、御質疑はございませぬか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。この開館時間ですけれども、土日とかはどうなのですか。

新納生涯学習センター図書館長 土日も含めまして、10時から午後5時までとっております。

伊東委員 図書館はとても重要な場所だと思うのですけれども、新型コロナウイルス感染症と、それから開館時間を短くするというこの関係というのは、どういうことなのか、ちょっと説明していただけたらと思います。

新納生涯学習センター図書館長 コロナウイルス感染拡大がまだまだ社会的にどうか、感染者数の増加もあるという中において、滞在時間を減らしていくということもしておりますけれども、社会的に外出の抑制というようなこともありますので、開館時間のほうを短縮した中で運用していくという形をとっております。

伊東委員 分かりました。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。

川島委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですが、今回サービスを拡大するということで、滞在時間が1時間ですとか、開館時間が短くなっている以外にまだ休止している、サービスというのは他に何がございませうでしょうか。

新納生涯学習センター図書館長 基本的には今回のものでほぼ大丈夫なのですがけれども、ただ対面的にお話の会とか、子どもたちを集めてお話の部屋でする会ですとか、あとはこの夏に企画しております多くの方を集めてやるイベント関係です。そういったものは中止をする予定でございます。

川島委員 分かりました。ありがとうございます。

安間教育長 他に、よろしゅうございませうか。

笠原委員 できる限りの対策を取っての開館ということで、何より皆様の利便性が高まれば良いなと思います。

その中で1つ教えていただきたいのは、図書館は換気ができる場所ですか。窓が開けられたりするのかどうか、教えてください。

新納生涯学習センター図書館長 この6月から開館をするにあたりまして、換気等につきましても十分配慮するというようなことがあるんですが、今十分ではない、機能的には分かりませんが、その施設に確認をしたところ、施設の空調の中で1時間程度、もしくは30分程度で空気が循環するというようなことがありますので、空気循環、エアコンの中で調整をしていると。ただし、今日みたいに雨、風、湿気がないような時については、入口の自動扉を開けるですとか、多少の開けられる扉については、開けるというようなことがありますけれども、基本は空調の効く範囲の中での空気循環という形を考えております。

安間教育長 よろしゅうございませうか。

それでは、私から1点確認なのですが、ここで八王子市図書館全館開館という話があったものですから、今ちょうど笠原委員からお話があったような空調など、当然のことながら、それが調子が悪くなってしまったからというのであれば、安全のために一部閉館したりというようなこともあり得るわけですね。現時点では閉館するとは言っているけれども、そういうことでよろしいのですか。何が起こ

っても開館するというのではなくて、場合によっては一部分、開館できなくなるようなケースが、これから状況によってはあり得るということですよね。あり得るくらいで良いのですよ。

新納生涯学習センター図書館長　開館自体は6月1日からしておりまして、でも今回時間を1時間延長するという形になると、滞在型を開始するというので、8月1日以降、まだ不確定で、何もなければ通常になりますけれども、緊急事態宣言のようなものが出るか出ないか分かりませんが、社会の状況を見た中において、また規制のほうを加えていくということも、やむを得ないかなというふうに考えております。

安間教育長　なるほど。今回ここで開館時間の延長や期間や対象施設があるけれども、状況に応じて、例えば先ほどの安全対策が十分取れないような状況が起こってしまうとか、そのようなことが起こった場合には、臨機応変にちゃんと考えてくれる、そういうことでよろしゅうございますね。

それと、もう1点、これは要望なのですけれども、せっかく補正予算で議会で認めていただき購入した機器で本をきれいにする、消毒することについて、ぜひ周知をしてください。ちゃんとかこういうようなことを入れて、万全を期していますよということも、何らかの形でちゃんと広報してもらいたいなと。そうすると安心感も広がるのではないかなと思いますから、ぜひそれは要望として申し上げておきます。

他に委員の方からございますか。

伊東委員　要望で良いのでしょうか。

安間教育長　はい。

伊東委員　図書館が開館されるということで、大変喜ばしいことで、しかもまた新型コロナウイルス感染症対策もしっかりされているということなので、安心しているのですけれども、八王子市は市内に多数の大学があって、大学生もたくさんいて、そういう意味では大学生の学びの場となる重要な文化的施設だと思いますので、そういう意味で、例えば学習室とか、あるいは新聞とか、そういうもので極力新型コロナウイルス対策を万全としながら、学生の学びのために利用できるように御努力いただけるとありがたいかなということを要望しておきたいと思います。

安間教育長　ありがとうございます。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、本案に関する御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第39号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第39号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長　日程第6　第40号議案　八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱及び委嘱についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

大日向指導課長　それでは、第40号議案　八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の解嘱及び委嘱について御説明いたします。

八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員のうち、1名について、八王子市立小学校長会からの選任期間が終了したため、解嘱し、その後任として、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第2条の規定に基づき、委嘱する議案でございます。

お手元の議案関連資料を御覧ください。今回解嘱する委員は鈴木裕子委員でございます。鈴木委員は八王子市立小学校長会から選任されておりましたが、選任期間が終了するとの申出がございましたので、令和2年6月30日付で解嘱し、新たに選任されました仙北谷仁策氏を委員に委嘱するものでございます。

仙北谷仁策氏は、八王子市立梶田小学校長でございます。委嘱期間につきましては、令和3年4月30日までとなります。

説明は以上でございます。

安間教育長　只今、指導課からの説明が終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。これ自体は御提案どおりで良いと思うのですが、せつかくですから教えていただいたのですが、八王子のこのいじめ問題対策委員会の組織というのは、このいじめ問題対策委員会の下部組織みたいなものが下にあるのかどうなのか、あるいは調査委員会とか、なぜそういうことをお伺いするかというと、まずとても人数が多いかなというふうに思いましたので、その下に分科会とか、そういった何か組織構成が何かあるのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

大日向指導課長 いじめ問題対策委員会自体は下部組織等は設けておらず、この状態でやっているのですけれども、ただし重大事態等の調査をするにあたっては、調査部会を置くことができるという規定になっておりまして、その時には調査専門員という新たな方を選任して、その中で調査部会を作成することができるということになっております。

伊東委員 ありがとうございます。そうすると、この調査委員の人が調査部会の委員を兼任する場合もあれば、新規の方が入るといふ、そういうことでよろしいですか。

大日向指導課長 左様でございます。

安間教育長 よろしゅうございましょうか。他に御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第40号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第40号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 続いて、日程第8 第42号議案 八王子市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、教育支援課から説明願います。

山田教育支援課長 それでは、第42号議案 八王子市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定につきまして、御説明いたします。

お手元の議案関連資料を御覧願います。

こちらは、令和3年度学校選択制の見直しによる小学校の学校選択制の廃止に係る規定などの改正及び規定についてとなります。

主な改正点といたしましては、まず小学校の学校選択制を廃止し、学校選択の対象を中学校に限定するため、第3条から第6条の規定を改正いたします。また別表の指定校変更の承認基準に、小規模の小学校に就学を希望することができるなど、小規模校の特例の規定を新たに追加いたします。

なお、この改正時点につきましては、令和3年4月1日以降に市立学校に転学する児童・生徒について提供し、それ以前に転学する児童・生徒につきましては、改正前の規定を適用いたします。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、教育支援課からの説明が終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。規則改正については、これで良いと思います。当然、市民の方々がこの規則改正の状況を知る上での何か周知方法や、そういったことについては今後スケジュールなど、どのようになっているのかわかりたいと思います。

山田教育支援課長 これまでも「広報はちおうじの教育」、「広報はちおうじ」により制度が変わるということの周知をさせていただきました。「広報はちおうじの教育」につきましては、令和元年度7月15日号、令和2年1月15日号に掲載しております。またこの後のスケジュールになりますが、令和2年7月15日号の「広報はちおうじの教育」へ掲載をして周知を図っております。

また「広報はちおうじ」につきましても、令和元年の7月1日号、令和2年1月1日号にも掲載しまして、広く市民の方に分かるように周知を行っています。

また、該当する令和3年に入学される児童・生徒の方につきましては、個別に制度の周知を図っているところでございます。

また、この後7月にも実際の学校選択制の通知を発送していきますので、その中に資料を入れまして、周知を図るような形をとってまいります。

安間教育長　よろしゅうございますか。他にございますか。

柴田委員　議案に関しましては賛成なのですが、小規模校の特例について教えていただきたいんですけども、この小規模校の特色というのは、他の学校とまた違ったところにあると思いますが、そのような小規模校の特色を市民の方にどのようにお伝えするのでしょうか。

山田教育支援課長　その点につきましても、今回4月に令和3年に入学される方に入学の御案内という通知を出させていただきました。その中に小規模校についての説明と、各学校のホームページのURLを掲載しまして、そちらのほうをご覧いただいて学校の特色を見ていただくという方法を取っております。

安間教育長　小規模校を選択できるというのが、特色で選ぶのではなくて、近いところでしたよね。

山田教育支援課長　そうですね、大きいところではなく小さい学校、なるべく隣接、自宅から近い学校を選んでいただくという形です。

安間教育長　つまり特色の問題でなくて、単純に小規模校のほう子どもに合うという場合にできるという話であって、小規模校が5つ6つあるから、その中のどれが良いかなという、そういう話はないということですよ。

山田教育支援課長　そうです、そのような形になります。

安間教育長　よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、本案について、賛否に関する御意見をお願いいたします。

伊東委員　規則改正自体はもちろん賛成なのですが、先ほども柴田委員からも御質問がありましたように、学校選択制が小学校において変わるという、なくなるという考え方で良いと思うのですが、結構大事な、大きな制度改正だと思うのですよね。もちろん市内に居住されている方々は十分今までも御説明をされているので、ある程度大丈夫だと思うのですが、そうしたら市外から来年の4月に転入してくるような居住の方も中にはいらっしゃる。八王子が学校選択制をとっているということを知っている。そういう情報を持ってくる方もいて、制度が変わ

るということを知らないという人もいるかもしれませんので。そういう意味では、色々なところで多面的に周知をされていくということが、今後も継続してやられていただけると良いのかなというふうに思いましたので、ぜひそういう方向で円滑に、この制度改正が進められることを希望したいと思います。

以上でございます。

安間教育長 ありがとうございます。他に御意見等はございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 他に御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第42号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第42号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第9 第43号議案 八王子市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令設定についてを議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

溝部教職員課長 第43号議案 八王子市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令設定について御説明いたします。

資料の2枚目、議案関連資料を御覧ください。

今回の改正につきましては、都立学校の服務規程の一部改正に合わせて改正をするものでございます。

まず、改正の趣旨でございますが、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の体制により、職場のパワーハラスメント対策が法制化されたことによる規定整備でございます。

パワーハラスメントは職場の秩序を乱し、校務の円滑な遂行を阻害し、学校の効率的運営に重大な影響を及ぼすものであり、今回の法改正では必要な体制整備その他雇用管理上必要な措置を講じなければならないということが定められております。

この講ずべき措置の内容については、方針の明確化とその周知徹底、相談体制、発生した場合の迅速かつ適切な対応等を国から示されておりますが、本市ではセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止のための基本方針を定め、相談苦情処理の窓口、相談員を設置するなど、既に取り組んでいるところでございます。

よって、今回都立学校に準じた形での規定整備ではありますが、議案のとおり教職員服務規程を一部改正させていただきたく上程させていただいたところでございます。なお、本改正を踏まえて改めてハラスメント防止について各学校に周知をしてまいります。

説明は以上です。

安間教育長 只今、説明が終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。今の御説明の中に、これまで本市においては十分そういったセクシュアルハラスメント、パワハラだとか、そういったものに関しては十分周知されているので、というようなお話があったのですけれども、やはり服務規程が変わるということですから、これは具体的にはどのような周知方法をされるのか、教えていただければと思います。

溝部教職員課長 まずこの改正のタイミングで、各学校に通知を、改正をした趣旨であるとか、その内容、今後取り組んでいただきたい点などを含めて、文書で通知をするところでございます。

伊東委員 要望も含めて言ってしまいますけれども、もちろん通知文の内容を周知するということは大事ですけれども、このパワーハラスメントの禁止に関する周知については、通知文だけの周知、特に学校において、学校の教職員に周知する時には、校長からもちろんそういう周知があるかと思うのですけれども、やはり意義とか本質とか、必要性とか、そういったことの十分背景となっているものを丁寧に説明するような何か配慮をして、ただ単に変わったのだよというのではなくて、背景もしっかり説明をしていただけるとありがたいかなというふうに思います。

以上です。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

こちらよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第43号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第43号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　それでは続きまして、報告事項となります。

保健給食課から報告願います。

田倉保健給食課長　給食センター「はっこキッチン」の供用開始について御報告いたします。

当初、4月22日からの給食提供開始に向けて準備を進めておりましたが、学校が臨時休業となり給食開始が6月15日からとなったため、6月10日に対象校全校でリハーサル給食を実施し、15日から給食の提供を開始いたしました。

センターや保健給食課の栄養士が各校を訪問し、給食の様子を見てまいりました。子どもたちからは「おいしい、あったかい、給食の味だ、懐かしい」などの喜びの聲が挙がりました。私も長房中に行つてまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大予防策として、手洗いや手袋着用など、気を使いながら担任の先生の指導のもと、スムーズに配膳が進み、おいしそうに食べていました。

昨日6月30日までは献立数を減らした簡易な給食でしたが、本日7月1日からは喫食時は前を向いて食べるなどの感染予防対策を行い、通常の配膳方法で品数も通常の献立となっております。

2、報告内容です。提供校と食数は記載のとおりです。

(2)アの献立ですが、後ろの2枚を付けておりますが、別表の献立表のとおり、小学校で提供してきた手作りのよさを最大限味わってもらえるように工夫した献立となっております。また、6月7月は地場産野菜がたくさん収穫される時期なので

八王子産野菜も多く取り入れております。

イのアレルギー対応と原因食品ですが、給食センターのアレルギー対応は、主要アレルゲン7品目を除去した除去食を作っており、その人数は記載のとおりとなっております。

(4) 給食センターの愛称とロゴマークについてですが、昨年小学校5・6年生と中学校1・2年生を対象に募集を行い、約1,400の応募の中から、当時元八王子小学校5年生の古川美空さんが考えた「はちっこキッチン」に教育委員の皆様のご意見も参考に選定いたしました。八王子の子どもを、はちっこアイデアしてくれました。

次に、右側のロゴマークですが、カラーではないので雰囲気は伝わりづらいと思いますが、全体的にはクレヨンで描いたようなぬくもりがあり、全体の形は八王子の8をイメージし、色は茶色は大地、水色は水、緑は自然の恵みをあらわしています。各給食センターの入口や配送車両の横に愛称と共に表示しています。この後流れるビデオにもロゴマークが出てまいりますので、そちらも御覧ください。

給食センター、給食の様子は言葉だけでは説明し切れませんので、この後2分ほどの映像を流します。御覧いただければと思います。

[映像視聴]

田倉保健給食課長 映像は以上となります。ありがとうございました。

この映像は、栄養士が学校に行った時に撮ってきたものを、市の調理員が編集いたしました。今後さらに完成度を高め、センターの紹介ビデオにしていきたいと思っております。

なお、先日御案内させていただきましたが、7月22日の定例会終了後、教育委員の皆様にも給食センター元八王子にて試食いただく予定となっております。よろしく願いいたします。

私からの説明は以上です。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本案について、御質疑、御要望等があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

柴田委員 動画の作成もありがとうございました。子どもたちがとてもうれしそうに

している姿が印象的でした。ぜひこの動画を、実際給食を作っている方々にも見せてください。自分たちが作っているものが子どもたちに実際に届けられているのだということを実感すると、やっぱり調理をする上で励みになると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

田倉保健給食課長 既にこのビデオにつきましては、調理業務を八王子市は委託をしておりますので、委託業者の方にも見ていただいております。調理している全ての方にはまだ見ていただけていないかもしれないので、見ていただけるようにしていきます。給食センターの食育スペースもございますので、そちらで紹介する時にも、このビデオで実際に中学校で食べている様子もセンターに来ればビデオでは見れるというふうな形にしていきたいと思っております。

安間教育長 他にございましょうか。よろしゅうございますか。

では、次回の時に皆様でぜひ試食に行きましょう。

私から、1点質問なのですが、アレルギー対応なのですが、お弁当を持参しなければならないような子は市内にいるのか、いないのか。さらに牛乳がパックになりましたけれども、それについての各学校での取組状況、また牛乳アレルギーの子というのは、自分が飲まなくても隣で解体している子がいて、その飛沫が飛んできてしまったりしても危険なのだけれども、そういう子が市内でどれくらいいるのか、もしくはいないのか。そこら辺の状況を教えてください。

田倉保健給食課長 まずアレルギー対応ですが、こちらに表示しておりますのは、先ほど御説明いたしました7大アレルギーを除去した除去食で対応できている生徒の数ですので、これ以外に7大アレルゲン以外で除去しなければならない食品がコンタミと言われる微量混入が原因でアナフィラキシー等を起こすような生徒につきましては、こちらの除去食だけの対応では対応できませんので、その方についてはお弁当持参になっているケースもあります。

ただ、年に1回か月に1回しか出ないような食材がアレルゲンとなっている場合については、その日だけお弁当を持ってきてもらって、その日以外は通常の給食あるいは除去食で対応しているという子どもたちもいますので、アレルゲンに当然注意、安全を確保しながら最大限給食を食べていただけるよう学校でアレルギー対応に徹底をしているところでございます。

また牛乳の紙パックの手開きと、そのアレルギー対応につきましてですが、牛乳のアレルゲン、牛乳の液が飛んで、皮膚について、それが全身症状を起こすような重篤なアレルギーの方というのは、市内全校で1人あるいは2人というふうに聞いております。それは小学校で聞いておりますので、その小学校につきましては特別な対応といたしまして、クラスで紙パックを手開きするのではなくて、そのまま返してもらって、給食室で開いて洗って乾かすという、全ての作業を行うようにしております。それはアレルギー専門医や校長、副校長、あるいは教育委員会で協議をいたしまして、そういうような対応を決定しているところでございます。

基本的には、今言ったような重篤なアレルギー症状が起きる方というのは、非常にまれなケースだと思っておりますので、原則的にはクラスで紙パックを手で開いていただいて、それを指定の容器に入れていただいたものを給食室で洗って乾かす、中学校の給食でいえば、センターのほうに戻ってきて、センターで洗って乾かすという作業を行っております。

安間教育長 分かりました。ぜひアレルギー対応のほうを万全にやってください。また、そういう子がいて、誰を注意しなければいけないというのは、とにかく学校の先生は分かっていないといけないし、逆に分かっているのが担任だろうと思っておりますので、ぜひ、そこら辺の指導も徹底してください。

もう1つ要望なのですが、今のビデオ、大変素晴らしいビデオでしたけれども、ちょうど6月のメニューだったので、品数が1品少ないですね。だから、今後も使うのだったら、7月に入って、通常メニューで広報してもらえますか。

それとあと、元八王子ばかりではなくて南大沢の給食センターもあるわけで、誇りを持てる立派な施設ですから。ぜひバージョンアップをしていただいて、広報してください。これは要望です。

よろしゅうございますか。

それでは、報告として承せていただきたいと思います。

安間教育長 引き続き、報告事項となります。

文化財課から報告願います。

平塚日本遺産推進担当課長 改めまして先ほど御承認いただきました6月22日から

生涯学習スポーツ部日本遺産推進担当課長を拝命しました平塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは御礼としまして、2年間日本遺産の申請につきまして準備を重ねてまいりました。専属の組織を作っていただきました。関係者、また何よりも先人が築いた桑都八王子の歴史文化を大切に継承してきた市民の方々に、本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。今回の認定につきまして、それらの市民の思いが結実したもの、実ったものだと感じているところでございます。

日本遺産につきましては、日本遺産のストーリーを活用して地域の活性化を図ることを目的としています。日本遺産は単なる歴史の物語ではなくて、八王子の未来を作る物語であると考えております。子どもたちが誇りを持って本市により一層愛着を持っていただければというふうに願っているところでございます。

日本全体がまだコロナの渦中にあるところでございますが、これをピンチではなくチャンスと考えまして、新たな価値観を生み出しながら104件の日本遺産の申請をした自治体と連携も取りながら、日本全体を元気に明るくしていきたいと考えております。そんなところを決意として改めて取り組んでまいります。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料のとおり、日本遺産の認定について報告をさせていただきます。

6月19日付で文化庁から本市が申請していました日本遺産、タイトル、「霊気満山高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」が認定されたことを報告させていただきます。

認定ストーリーの概要につきましては、1枚めくっていただいて別紙1、ストーリーの概要、そして、その次のページからストーリーが、2ページにわたって書いてございます。ストーリーは中枢としては高尾山として八王子のまちの礎を築いた北条氏照を登場人物として捉えまして、そして八王子が織物のまちで発展してきた桑都との歴史、その中で育まれた八王子が誇れる伝統文化の数々、そういったところと高尾山の関係をつなぎ合わせたストーリーとして構成したところでございます。

江戸時代、千人同心の組頭が桑都日記というものを編さんしているのですけれども、その中で北条氏照が詠んだとされる八王子八景、こういうものを物語のモチー

フとしまして、物語に趣を挿入しました。また、八王子車人形、八王子まつり、さまざまな本市が誇る伝統文化がございますが、これらを桑都文化として1つにまとめることによって、個々にも魅力があるのですけれども、立体的に捉えて、八王子の桑都の伝統文化としての魅力を高め、また高尾山とつながりを語ることで、新たに訴求できる内容としてストーリーを仕上げました。

ストーリーについては、単なる過去の歴史を語るものではなくて、今に歴史が生かされ、そして、未来に続く物語というようなことで締めくくりまして、この物語が普遍的、また持続可能なストーリーとなるようまとめたところでございます。

表紙の裏面、参考と書いたところでございますけれども、日本遺産とはということで日本遺産の制度について書かせていただいています。平成27年から100件を目途にスタートした状況でございましたが、本市は最後の年にチャレンジをしまして、認定を頂きました。東京都で初の認定、また唯一の認定ということで、全体では104件の認定となっているところです。

今年度につきましては、69件全体で申請があった中、21件の申請があったということで、別紙3に他の自治体の認定例も一覧としてお示ししているところでございます。

認定に至った評価、この日本遺産については、日本遺産の外部の審査委員会がございまして、その中で書かれたような評価をいただきました。ストーリーそのものが興味深い、またインバウンド的な視点で在日外国人にも体験の環境が整備されている、そして歴史文化基本構想を策定した後、今回日本遺産と同時に地域活性化計画というようなものを提出してありまして、そのような事業計画、ビジョンも優れているということで、僭越ですけれども、満点に近いような評価をいただいたのかなというふうに思っているところでございます。

表紙に戻っていただきまして、日本遺産については構成文化財が29件入ってまして、その29件の構成文化財とストーリーで成立したようなものになっております。

今後の展開でございまして、事業の実施としまして、人材育成や普及啓発、調査研究、そういったものについて取り組んでいくところでございます。7月の下旬くらいを目途に日本遺産の推進協議会、官民協働の協議体を設立しまして、先ほ

どの事業について推進していく予定でございます。

最後に市民への周知でございますけれども、7月19日認定の発表と同時に、市内各所に横断幕を掲げたということと、ホームページ、SNS等で掲載をさせていただいております。7月1日号の広報で日本遺産認定の速報を載せて、8月15日号で特集号を組む予定でございます。また、随時パンフレット、ポスターを作成して啓発のほうに努めていきたいと思っております。

お手元には昨日仕上がったリーフレットも配らせていただいたところでございますので、随時必要な情報発信に、まず当面は努めていきたいというふうに思います。

報告は以上です。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

伊東委員 まずは日本遺産の認定、まことにおめでとうでございます。これまでの御努力が実って本当によかったと思っております。私も自分のことのようにうれしく思っているのですが、日本遺産の認定を受けたことによって、今後何か、市民あるいは我々が気をつけていかなければいけないようなことは何かあるのか。例えば、こういうことをしたら認定が取り消されてしまうとか。

自然遺産と違うのかどうか分かりませんが、ごみをきれいに、周辺を整えていかないといけないとか、そういうことがあるのかということ、まずお伺いしたいのが1点と、それからやっぱりこれは大変な名誉であると同時に、八王子市の財産だと思うのですよね。市内の小・中学校の子どもたちに対しても、しっかりとこれを伝えて、何かこのことを教材化できるような取組ができないのかどうか、そういったことを今後の御予定の中にあるかどうかということ、お伺いしたいと思います。

以上でございます。

平塚日本遺産推進担当課長 日本遺産につきましては、そもそもが文化財を保存・活用、特に活用に力を入れて、観光等につなげるという、そういう制度でございます。まず大事なのは、しっかりと文化財を保存・活用、そういったことで文化財を周知していく、またはその文化財を活用して、さまざまな事業を行っていく、これが、まず第一義的な取組になります。さまざまな評価の視点も国からあると思うのです

けれども、やはり訪れた方について、やっぱり日本遺産を知るような環境が十分に整っているということで、やっぱり環境整備をしっかりとやっていくこと。

また、PRももちろん大事な部分がありますけれども、やはり関連したワークショップ、さまざまなそういう企画を実施しまして、やはり日本遺産をただ読んで知るだけではなくて、体験、体感できるような、そういう仕掛けをたくさん作っていくような事業展開、また、やはり行政だけではなくて、市民全体、八王子市全体で日本遺産を伝えていくことが必要であることから、例えば日本遺産のガイドとか、そのようなガイドをしっかりと人材育成すること。こんなことが求められ、毎年、事業の報告を文化庁に提出するようなどころの中で、本当に対応がひどいと認定取り消しというようなことも制度上あり得るという部分がありますので、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

野村統括指導主事　先ほどありました子どもたち向けということで、今動いておりまして、やはりこのストーリーをさらに分かりやすく子どもたち、小学生にも分かるような形で提示できるような今資料作りということで、校長会と連携しながら今動いているところでございます。資料を作っただけではなくて、それを基にして、それをどうやって授業で活かし、いわゆる小学校、中学校全ての子どもたちが日本遺産というものを理解し、自分の言葉で語れるような、そのような取組をするということで、今校長会でも連携しながら計画を練っているところでございます。

以上でございます。

安間教育長　他にございましょうか。

柴田委員　東京都唯一の日本遺産の認定、本当におめでとうございませう。とてもうれしく存じます。

先ほど、桑都物語につきまして、市民の方にこれからどんどん周知をされていくということですが、ぜひ生涯学習事業の中の地域学、地元学の連続講座の中に、これをぜひ取り扱っていただきたいなというふうに思っています。そこで、さまざまな市民の方が日本遺産認定の背景や、この日本遺産のストーリーについて学んで、自分自身の八王子での暮らしというところと結びつけて、市民活動を率先していきリーダーが、その中から輩出されると良いなというふうに勝手に妄想していましたが、ぜひ、生涯学習講座の中に織り込んでいただきたいなというふうに希望

いたします。

安間教育長 ありがとうございます。

他にございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは私のほうから。教育委員会の事業として、この日本遺産認定について、ずっと取り組んできたわけですが、我々の役割というのが、文化財をしっかりと整備をするということなんでしょうが、やはりメインは普及啓発や活用という話になって、どうしても教育委員会の範疇を越えたさまざまな取組をしなければいけないので、引き続き市長部局としっかりと連携をして取り組んでもらいたい。

一方で、伊東委員からも話があったように、我々の役割というのは、この遺産を本当の遺産にしていくことです。5年とか10年とか先の話ではなくて、100年200年先、そう考えた時に、やっぱり2つのポイントがあって、1つは物、文化財そのものをどうやって保護していくのか、保全していくのか。ただ、よくよく考えてみると、遺産というのは、物はなくなっても心に残るものなのだろうと思う。そういう意味で、それが本当のレガシーになるというのは、今八王子にいる子どもたちが50歳、60歳、還暦になって、70歳、80歳になってもずっと引き続き、この八王子の遺産とか精神だとか、そういったものを引き継いでいけるかということにかかってくるのだろうと。むしろそれが教育委員会の役割なのだろうと思う。ぜひ学校教育部はしっかりと、この取組を行ってほしい。極論すれば私は小・中学校の総合的な学習の時間、都内で八王子市は日本遺産があるわけですから、何もミニトマトを育てる総合的な学習の時間を八王子市の子どもたちがやらなくても良いわけで、その時間があるのだったら、この八王子の日本遺産のことを学ばせたい。そういうのがある意味、私は共通でやって良いと思います。107校全校で。ぜひ、そんな教育課程のことも考えていただきたいという発展を、ぜひ要望しておきます。

それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

それでは、以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。

安間教育長　それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方々は退席をお願いしたいと思います。

再開は10時45分とさせていただきます。

【午前10時33分閉会】